

令和8年度 建設工事の検査等に関する講習会

令和8年7月10日(金)

焼津市役所 1階 1B会議室

総務部契約検査課

次 第

- 1 開会
- 2 講話 「建設業における労働災害防止対策等について」 (資料1)
- 3 講話 「工事における電力供給設備事故防止等について」 (資料2)
- 4 令和7年度 検査結果、検査考察及び査察について
- 5 工事関連基準類の改正等について
- 6 その他(連絡事項) (資料3)
- 7 閉会

**令和7年度
検査結果、検査考察及び査察について**

令和7年度 検査件数

	R07	R06	R07－R06
○建設工事	293件	356件	▲63件
完成検査	172件	229件	▲57件
既済部分検査	6件	6件	0件
出来形検査	0件	2件	▲2件
中間検査	99件	111件	▲12件
材料検査	16件	8件	8件
その他の検査	0件	0件	0件
	R07	R06	R07－R06
○業務委託	42件	34件	8件
完了検査	41件	33件	8件
既済部分検査	0件	0件	0件
出来形検査	1件	1件	0件
その他の検査	0件	0件	0件

検査の実施時期について

(すべての検査)

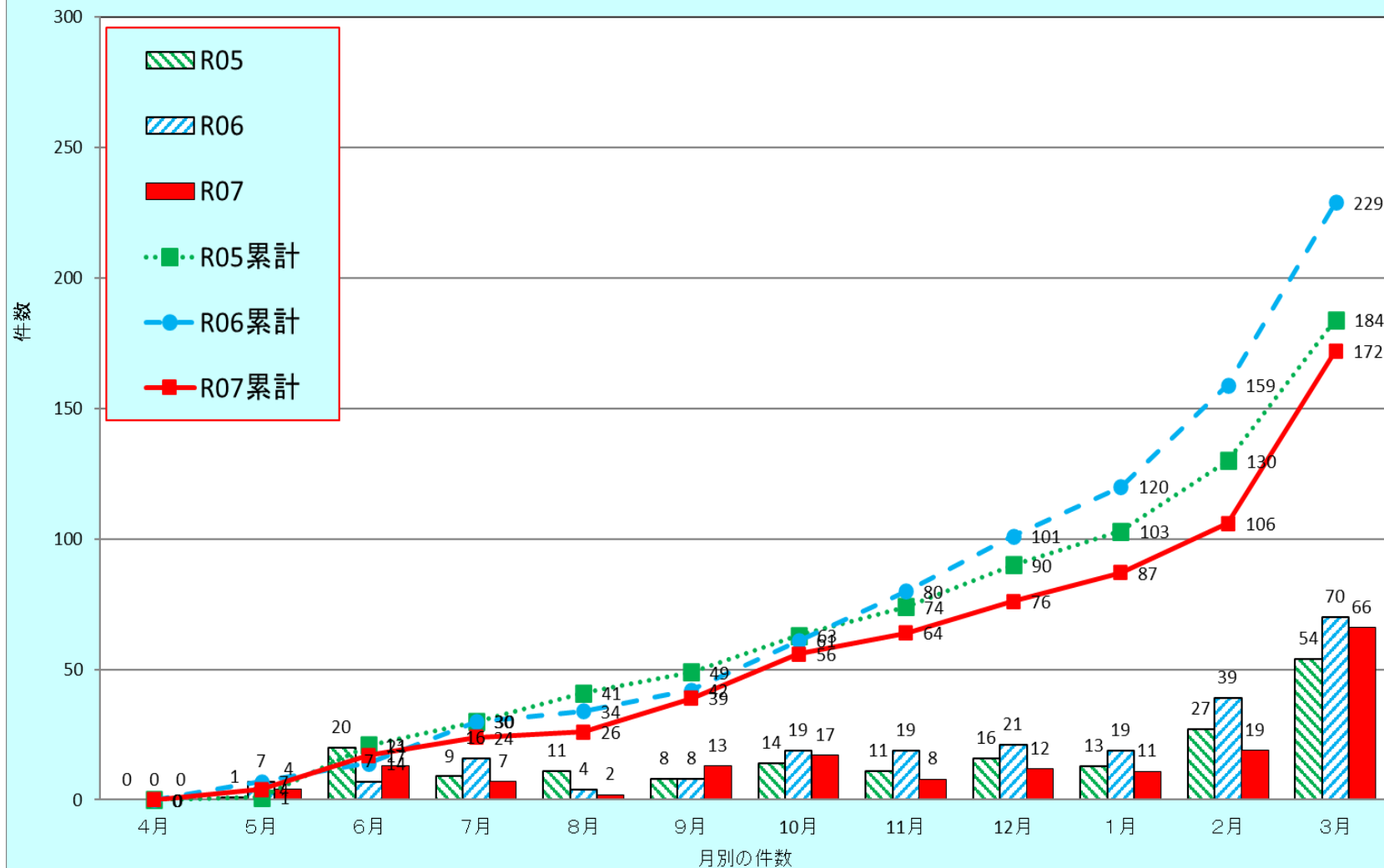
総検査件数	R07			R06		
第1四半期(4～6月)	46	件	13.7%	30	件	7.7%
第2四半期(7～9月)	49	件	14.6%	57	件	14.6%
第3四半期(10～12月)	88	件	26.3%	114	件	29.2%
第4四半期(1～3月)	152	件	45.4%	189	件	48.5%
合計	335	件	100%	390	件	100%

(完成検査)

完成検査(工事+業務委託)	R07			R06		
第1四半期(4～6月)	22	件	10.3%	17	件	6.5%
第2四半期(7～9月)	25	件	11.7%	29	件	11.1%
第3四半期(10～12月)	44	件	20.7%	70	件	26.7%
第4四半期(1～3月)	122	件	57.3%	146	件	55.7%
合計	213	件	100.0%	262	件	100.0%

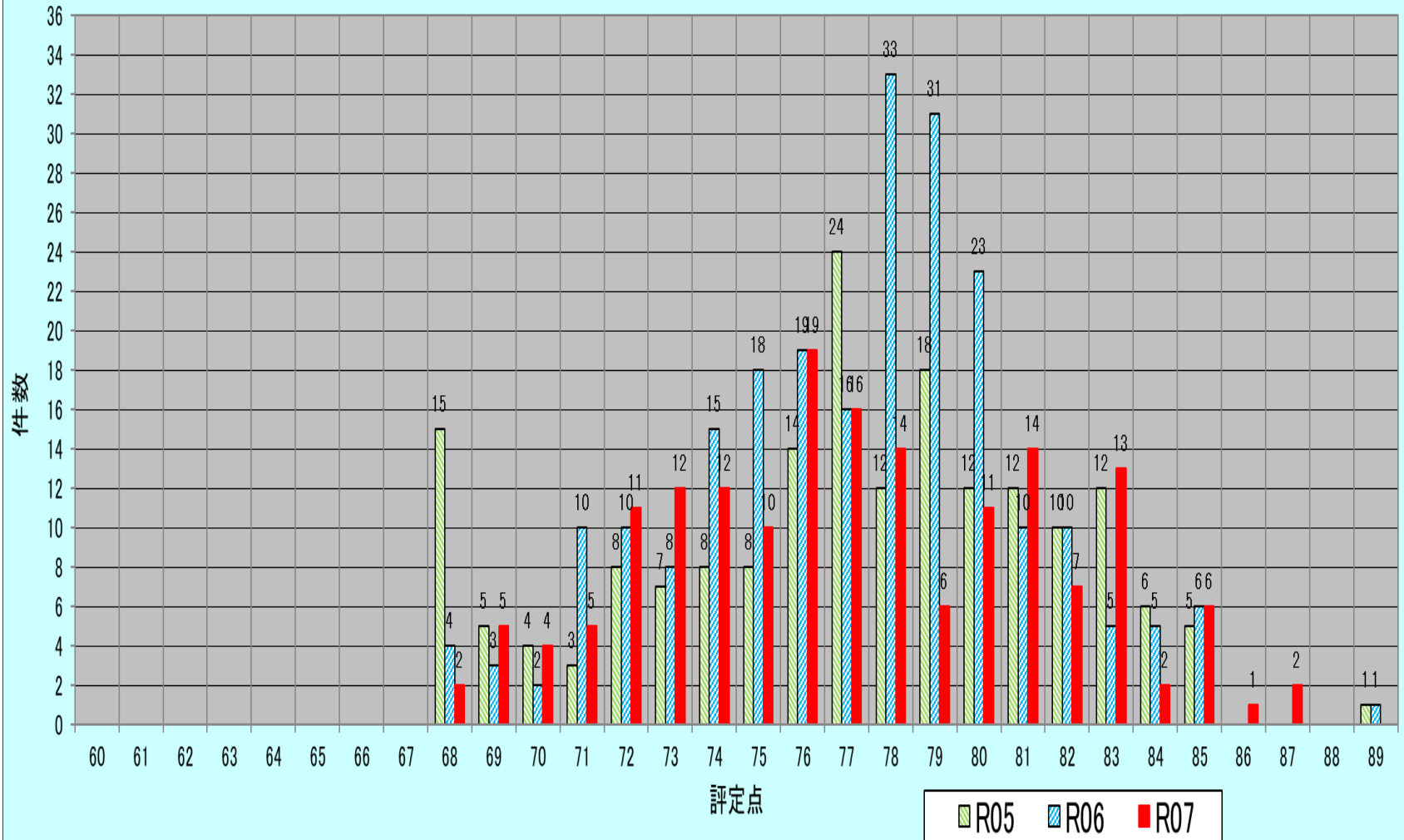
建設工事・完成検査件数

R5・R6・R7 建設工事検査件数



建設工事成績評定の年度別点数分布

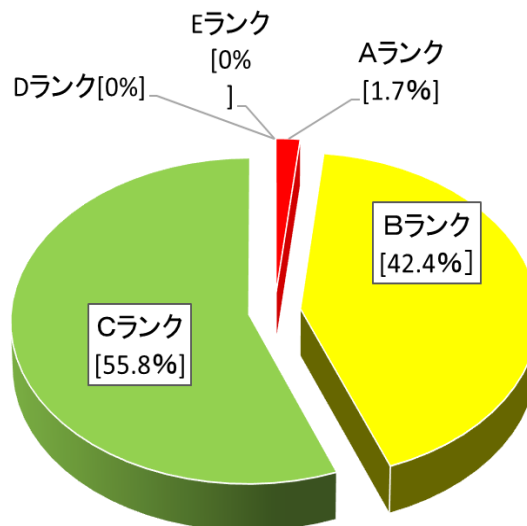
建設工事成績評定の点数分布図



R7建設工事成績評価結果

R7工事成績	件数	割合
Aランク（特に優れたもの 100～86）	3件	1.70%
Bランク（優良なもの 85～78）	73件	42.40%
Cランク（普通なもの 77～68）	96件	55.80%
Dランク（やや劣るもの 67～60）	0件	0%
Eランク（劣るもの 59以下）	0件	0%
合計	172件	100%

令和7年度 成績評価の内訳



工種分類における成績評定

			件数	R07 平均点	最高点	最低点
全工事			1 7 2 件	7 7 . 1 点	8 7 点	6 8 点
土木工事			1 0 0 件	7 7 . 0 点	8 7 点	6 8 点
建築工事			1 1 件	7 6 . 5 点	8 2 点	7 2 点
設備工事			4 4 件	7 7 . 0 点	8 7 点	7 0 点
水道工事			1 7 件	7 8 . 6 点	8 6 点	6 9 点

分類

土木工事: 土木一式、とび・土工・コンクリート、鋼構造物、舗装、浚渫、造園
塗装(土木工事)、その他

建築工事: 建築一式、防水、塗装(建築工事)

設備工事: 電気、電気通信、管、機械器具設置、消防施設

水道工事: 水道施設、さく井、施設解体

評価の視点

1 施工体制について

- ①現場代理人、主任技術者（監理技術者）は現場をよく把握し工事に適正に関与しているか。また、市担当者との協議等が十分に行われているか。
- ②施工計画書・施工体制台帳の記載内容は適正か。また、記載された内容に基づいた施工がなされているか。
- ③工事看板や建設業法等の標識は適正に掲示されているか。
- ④施工上の課題となる条件に応じて適切に対応しているか。
- ⑤建退共の主旨を理解し適正に配布されているか。

2 施工状況について

- ①現場の事前測量や設計照査が実施されているか。
- ②工程管理、安全管理等を適切に実施されているか。
- ③仕様書、指針、要綱等に基づいた適正な施工管理がされているか。
- ④施工協議、関係資料等の整理を行っているか。
- ⑤工事記録写真（不可視部分を含む）等は適正に記録されているか。

評価の視点

3 出来形・品質について

- ①工事目的物が使用目的を満足する形状・寸法・品質で作られているか。
また操作性は良好か。
- ②仕様書等に表示された材料の品質が確保されているか。
- ③品質証明書などの書類は不足なく整理されているか。
- ④必要な品質試験等は実施されているか。

4 出来ばえについて

- ①工事目的物が施工面、通り、すり付け等において、きれいな仕上がりとなり機能的なものになっているか。
- ②細部にわたりきめ細かな施工がされているか。

検査での指摘事例等

書類関係

- ①出来形及び再生資源利用計画実施書の誤記が多く見られたので再確認を。
数量算出の際には換算率を適正に考慮。
- ②店社パトロールの実施記録の整備を適正に行う。
- ③社内規格を設定している場合（施行計画書に明記）、出来形管理のばらつきの判定は規格値ではなく社内規格に対する判定となる。
規格値内であっても社内規格を外れた場合は不合格となりますのでご注意ください。
- ④週休2日工事の実績報告書と休日夜間作業届の不整合。（経費補正は10月より廃止予定）
- ⑤施工体制台帳整備の際に作業員名簿が添付されていない。
- ⑥法定外労災保険や建設業許可の更新期限に伴う再提出忘れ。

検査での指摘事例等

写真関係

- ①小黒板を入れず写真のみ。(写真管理基準に基づいた管理を)
- ②黒板に「設計値」「実測値」を明記。
- ③空袋・缶写真が不鮮明であり、使用数量計算書と材料検査簿が不整合。
- ④提出するCD-Rには閲覧用ソフトを収納してください。
- ⑤電子納品による工事検査では、受注者にて閲覧用PCを準備願います。

検査での指摘事例等

施工関係

- ①埋戻しの転圧が十分行われている事が確認できない(施工状況なのか転圧完了なのか)
- ②施工計画書に記載のある調査、試験等について適正に実施されていない。
- ③舗装工における乳剤の散布は均一、端部にもしっかり散布した状況が確認できるように。
- ④安全訓練において4時間以上実施した超過分を翌月分として報告。
実施時間は月あたり4時間以上と規定されている。
- ⑤石綿・アスベストの事前調査結果を適正に掲示する。

揭示物

- ①建設業許可票(元請のみ)
- ②労災保険関係成立票(元請のみ)
- ③施工体系図
- ④建退共適用事業主の現場標識
- ⑤建築基準法による確認表示板
- ⑥緊急連絡表
- ⑦作業主任者一覧表
- ⑧有資格者一覧表
- ⑨再生資源利用計画書
- ⑩道路占用・使用許可証の写し
- ⑪下請人へ通知書
- ⑫工事事故ハザードマップ
- ⑬石綿(アスベスト)を使用した建築物等解体工事及び対象工事における事前調査結果の写し

The image displays a collection of forms required for construction projects, organized into a grid-like layout within a green border. The forms include:

- 建設業の許可票 (Construction License):** A form with fields for license number, name, address, and other details.
- 労災保険関係成立票 (Labor Insurance Relationship Establishment):** A form with fields for insurance number, date, and other details.
- 施工体系図 (Construction System Diagram):** A diagram showing the hierarchy of construction roles and responsibilities.
- 緊急時連絡表 (Emergency Contact Table):** A table with fields for contact information, including names, phone numbers, and email addresses.
- 作業主任者一覧表 (Supervisor List):** A table with fields for supervisor names and other details.
- 有資格者一覧表 (Qualified Personnel List):** A table with fields for qualified personnel names and other details.
- この工事の元請事業主は 随時共に加入しています (The main contractor of this work is always participating together):** A yellow banner with text indicating that the main contractor is always participating together.

建設業許可票

建設業の許可を受けた建設業者（元請業者のみ）が標識を**建設工事の現場**に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 知事	許可()第	号
許可年月日			

25cm以上

35cm以上

専任or
非専任

掲示期間中に
更新した際には
書き換える

記載要領

1. 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
2. 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項ただし書に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。
3. 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号八又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
4. 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第5項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
5. 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
6. 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

労災保険関係成立票

労 災 保 険 関 係 成 立 票	
保険関係成立年月日	平成 年 月 日
労働保険番号	
事業の期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
事業主の住所氏名	
注文者の氏名	
事業主代理人の氏名	

○保険関係成立年月日

【一括有期事業】建設工事で1億8千万円未満

会社の保険成立届を労基署にへ提出した日、または更新日を記入

【単独有期事業】1億8千万円以上の工事

対象工事の保険関係成立届を提出した日、または着工日を記入

○注文者の氏名 焼津市長 中野弘道(担当課ではありません)

○事業主代理人の指名

代表者の代理を立てて労災保険の手続きをした場合に記入するが基本は空欄
(現場代理人ではありません)

創意工夫の事例

- ① ICT(MC)施行にて、建機にデータを送信するトータルステーション(TS)を設置し、正確な測位データを送信し建機を自動制御することで、建機と接触などの労災事故防止すると同時に、工期短縮や作業人数の削減を図った。
- ② 玉掛警報器を使用し吊荷が移動している事を作業員が把握でき、更に玉掛技能者・合図者にベストを着用させ、作業の円滑化や安全性の向上を図った。
- ③ 快適トイレの設置
- ④ 新技術情報提供システム(NETIS)登録の登録機械・看板を使用した。
- ⑤ デジタルサイネージ(電子看板)の設置
- ⑥ 技能者の適正評価や事業者の業務負担軽減に役立てるため、建設キャリアアップシステムを導入。
- ⑦ 接触事故を防ぐため、バックセンサー搭載の転圧機械を使用した。

工事査察の結果

	R07	R06	R07-R06
査 察	84件	94件	-10件

請負金額500万円以上の工事から抽出、契約着手日から1ヶ月程度経過した建設工事について査察を実施、確認・指導を行った。低入札工事や公衆損害事故があった業者及びD評価の業者は請負金額が500万円未満であっても実施することとしています。

○施工体制

- ・現場代理人や主任技術者・監理技術者の関与の確認
工事看板や掲示物(建設業許可票、施工体系図)等の掲示状況・内容の確認
- ・施工体制台帳の現場備え置きの確認(現場事務所のない場合は車載)
- ・施工(工程)管理・・・工程表と進捗状況報告書の確認(現場にて聞き取り)
- ・現場管理・・・資材の保管状況や作業車両の駐車状況
現場事務所内の備品の配置状況(救急箱・消火器・熱中症対策等)
- ・安全管理・・・工事箇所周囲環境にあった安全対策の確認
(第三者の施工区域内への進入防止など)

査察での主な指摘事項

- ① 施工体制台帳、施工計画書、救急箱、消火器の未整備。
現場事務所を設けない場合は車載とする。
- ② 熱中症対策が図られていない(現場事務所への受電設備等)
元請業者への義務
- ③ 「下請け人に対する通知」が未掲示。
- ④ 工事看板等の掲示物が公衆の確認しづらい場所に設置されている。
- ⑤ 工程で10%以上の遅れが生じているのに、変更工程表が提出されていない。
- ⑥ 赤色灯の未設置(段差箇所や侵入防止対策)
- ⑦ 現場内への第三者立ち入り防止策の不足等

工事関連基準類の改正等について

工事関連基準類の改正等について

建設工事に関する規定の主な改正等(R07.07～R08.06)

- ① 情報共有システム運用開始(R08.01～)
- ② 焼津市電子納品運用ガイドライン改正(R08.01～)
- ③ 建設工事請負契約約款改正(R08.04～)
- ④ 公共建築工事標準仕様書 令和7版適用(R08.04～)

建設工事関連基準類の改正等について

- ① 情報共有システム運用開始(令和8年1月1日施行)
- ② 焼津市電子納品運用ガイドライン改正(令和8年1月1日改正)

- インターネットを利用して、受発注者間で工事に関する様々な情報を共有し、成果品を作成・登録するためのシステム。(「ASP」とも呼びます。)
- 利用にあたっては、以下の基準類を参照してください。
 - ☑ 焼津市における情報共有システム活用要領
 - ☑ 焼津市における情報共有システム活用の手引き
 - ☑ 焼津市電子納品運用ガイドライン
- 将来的には県と同様に完成図書の提出まで情報共有システムで完結させることも検討しているため(時期未定)、できるだけ早くシステムに慣れていただくことを推奨します。

建設工事関連基準類の改正等について

③ 焼津市建設工事請負契約約款改正（令和8年4月1日施行）

- 契約後、法定福利費に加え、見積段階で内訳明示される経費について記載した内訳書の提出必須
- 適正な労務費が下請事業者に行き渡るよう、受注者の義務と発注者の受注者に対する支払い確認措置を行うコミットメント条項を追加
- 協議不調の場合、受注者への不利益取扱いの禁止規定の創設
- 受注者の施工する工事と他機関の発注工事が密接に関連する場合、発注者による他機関との調整実施を規定
- 工期及び請負代金額の変更協議に伴い、発注者受注者間で協議が整わなかったこと等を理由として、受注者に対して不利益な扱いをしてはならない規定を追加

建設工事関連基準類の改正等について

④公共建築工事標準仕様書 令和7版適用(令和8年4月1日適用)

- 令和8年4月1日以降に公告された営繕工事(建築・設備)については、令和7年版の標準仕様書が適用されます。
- 令和8年3月31日までに公告された営繕工事は、引き続き令和4年版の標準仕様書が適用されますので、混同しないようご注意ください。

その他(連絡事項)

その他（建設業法等の改正に伴う連絡事項）

1 法改正の概要

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入契法」という。）の一部を改正する法律として、令和 6 年 6 月 14 日公布、令和 7 年 12 月 12 日全面施行されたもの。

改正内容は次の 3 点からなる。

- （1）建設労働者の処遇改善
- （2）資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止
- （3）働き方改革と生産性向上

2 入札案件での工事費内訳書への労務費等の記入の必須化

入契法第 12 条改正によるもの。

（入札金額の内訳の提出）

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳（材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。）を記載した書類を提出しなければならない。

- 令和 8 年 3 月 1 日以降の公告等案件から適用中
- 工事費内訳書様式を改訂
 - ・別紙 1 参照
- 記載が必須なもの
 - ・主要な材料費
 - ・積上げ積算方式、施工パッケージ型積算方式の工種での労務費
 - ・法定福利費、安全衛生経費、建設業退職金金共済契約の掛金
- 記載を任意とするもの
 - ・雑材料費
 - ・市場単価方式、標準単価方式により積算した労務費
- 算出不可能な場合は、労務費等記載欄にその旨を記載すること。
- 数値未記載で何らの理由が記載されていない場合は、入札の無効と扱う場合があります。

3 焼津市建設工事請負契約約款の改正

令和 8 年 4 月 1 日改正

主な改正点

（1）請負代金内訳書に明示する項目の追加

第 3 条 受注者は、この契約締結後 10 日以内に、設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料及び労働者災害補償保険料の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成 28 年法律第 111 号）第 10 条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）及び建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第 2 条第 5 項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。

3 略

- 第3条第1項に規定する「請負代金内訳書」については、入札契約後に請負者から提出されるものであることから、設計書書式へ金額記入したものを推奨。
- 設計書記載項目に加え、上記明示項目を追記する必要があります。
- 当市において、内訳書は工事の施工内容を確認するものという扱いになります。
- 元々、契約内容に不確定要素が少ない場合、事前に発注者の承認を受けることは要しませんが、変更が生じる場合は、事前に協議を行うことが必要です。

(2) 適正な労務費の確保等

- 第3条の2** 発注者及び受注者は、内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第2項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。
- 2 発注者は、前項の内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。
- 3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。
- (1) 適正な賃金をその雇用する技術者に支払うこと。
 - (2) 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を、直接下請契約を締結する者に支払うこと。
- 4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のため確認を行うときその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。
- (1) 前項第1号の支払に関する書面
 - (2) 前項第2項の支払に関する書面
- 5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

- 受注者の技術者及び下請け契約者に対する適正な賃金・労務費の支払い状況の確認にあたり、発注者が、施行体制確認の一環として、書面の提出を求める場合があります。

4 労務費ダンピング調査（予定）

(1) 調査の概要

- 入札金額内訳書に記載されている直接工事費が「一定水準」を下回る場合には、「理由書」の提出を求めるもの。
- 直接工事費が一定水準を下回る場合、その要因が、労務費の不当な削減によるものである懸念があるため。
- 「理由書」には、当該内訳書記載額で算出した理由を記載し、指定の期限までに契約検査課へ提出することになります。
- 合理的な回答が記載されている「理由書」の提出を踏まえ落札決定を実施します。
- 指定の期限までに「理由書」の提出がなかった場合は、入札無効の扱いとし、次順位者を落札候補者とします。

(2) 「一定水準」の設定

- 設計価格の直接工事費額に対し、一定の係数を乗じた場合の金額
- 具体的な係数の値は検討中

(3) 合理的な回答が得られなかった場合の対応

- 当面は、落札決定を行います。
- 適正な労務費の支払いが懸念されるものであることから、建設業法第40条の4の規定に基づき、請負契約の状況について、国（建設Gメン）へ調査を要請する対象になります。
- 市においても、約款第3条の2に規定に基づき、労務費の支払い状況を確認する場合があります。

(4) 低入札価格調査制度との関係

- 落札候補者の応札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査の一環として労務費ダンピング調査を実施します。

(5) 調査導入時期等

- 令和8年度下半期を予定
- 導入時には、調査要領や理由書様式を制定します。
- これまでの入札で一定水準を下回る応札事例はごくわずか
- 調査対象となった場合、理由書提出を経た落札決定日は、従来の1日遅れ程度を見込んでいます。

5 建設技能者を大切にせる企業の自主宣言

建設労働者の処遇改善に関連し、建設業に従事する技能者の減少が続く中、技能者を大切にし、処遇改善に積極的に取り組む事業者がその旨を宣言することにより就業者に選ばれる企業となることを目的としています。

(1) 自主宣言への参加

- 労務費確保、賃金支払い等のための取組 ②建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用 ③宣言企業との取引優先の必須項目について自主宣言する。

- 国土交通省のサイトから参加してください。別紙2 参照

<https://jishusengen.mlit.go.jp>

(2) 宣言による入札参加上の扱い

- 参加宣言業者は、令和8年7月1日以降の経営事項審査において、その他審査項目（社会性等）のW1での加点の対象となります。

経営事項審査の主な改正事項 別紙3 参照

- 当市の実施する総合評価落札方式入札における評価基準でも加点評価に加えています。

評価基準（抜粋） 別紙4 参照

6 法改正以外の周知事項

(1) 入札公告・指名通知書の掲出場所の変更

庁内情報システムの更新並びに静岡県共同利用電子入札システム利用者の利便性を踏まえ、入札公告等の掲出場所を、県内他発注機関と同様、県電子入札システムの入札情報サービスページへ変更します。

①掲出場所の変更

(従来) <https://www3.city.yaizu.shizuoka.jp/>
焼津市入札契約関連情報公開ページ



(変更後) <https://www.ppi.cals-shiz.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>
静岡県共同利用電子入札システム (工事・委託) 入札情報サービス (PPI) のページ

②変更年月日 令和8年7月28日(火)以降の公告から変更

③変更後の情報入手方法

○新掲載ページ画面 **別紙5** 参照

○掲載情報の入手にあたり、ICカード認証を「要」とする設定は当面行いません。

(2) 入札契約関連情報の掲出形態の変更(予定)

○前記庁内情報システムの更新に関連し、市ホームページ内での入札契約関連情報の掲出形態の変更を予定しています。

○令和8年8月1日以降、順次、変更になります。

(3) 電子契約の推進

○令和7年12月末以降の入札案件から適用開始し、これまで45件の契約締結実績を確認中

○利用業者に偏在が見られることから、未利用業者様においては、利用の検討をお願いします。

第 5 号様式（その 1）

工 事 費 内 訳 書

年 月 日

所 在 地
名 称
代 表 者

1 入札公告日

2 工事名

3 工事場所

4 工事費内訳

	(内 訳)	(金 額)
1		円
2		円
3		円
4		円
5		円
6		円
7		円
8		円
9		円
10		円
11		円
12		円
13		円
14		円
15		円
16		円
17		円
直接工事費 計		円

共通仮設費 計 円

純工事費 計 円

現場管理費 円

工事原価 計 円

一般管理費 円

工事価格 計 円

現場管理費のうち

法定福利費の事業主負担額 円

建退共制度の掛金 円

工事原価のうち

安全衛生経費 円

直接工事費のうち

材料費 一式 円

労務費 一式 円

※ 内訳欄には、適宜該当する工種を記載してください。

※ 入札書の金額と工事費内訳書の工事価格は同一の金額を記載してください。



建設技能者を大切にする企業の自主宣言【愛称】職人いきいき宣言

[マイページにログイン](#)[お問い合わせ](#)

宣言企業：4045社

取組開始企業数：3015社

建設技能者を大切にする企業の
自主宣言制度・メリット[🏠 宣言の申請](#)[🔍 宣言企業検索](#)[👤 よくあるご質問](#)[📢 お知らせ](#)

お知らせ

[一覧をみる](#)

[2025-12-12]

お知らせ

[建設技能者を大切にする企業の自主宣言の申請受付を開始しました](#)

[2025-12-03]

お知らせ

[建設技能者を大切にする企業の自主宣言のホームページを公開しました](#)

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」とは

技能者を大切に、処遇改善に積極的に取り組もうとする事業者がその旨を内外に宣言することにより、技能者・エンドユーザーに至るまでのサプライチェーンの中で当該事業者が適切に評価され、ひいては受注機会が確保されることや、就業者に選ばれる事などにより処遇改善の取組が持続的に行われることとなる枠組みを作ることを目的とした制度です。

自主宣言では以下の宣言内容を一例として想定しております。

- 【共通】宣言企業との取引優先、CCUSの利用環境整備、会社独自の取組

- 【元請・発注者（一人親方含め）】適切な工期・労務費等での取引
- 【下請】技能レベルに応じた手当や賃金支払、月給制、週休2日制

「自主宣言のメリット」

宣言企業は、シンボルマークを使用可能とし、宣言内容を当該サイトで公表
令和8年7月1日以降の経営事項審査の申請において加点予定

経営事項審査の主な改正事項 (令和8年7月1日施行)

1. 経営事項審査の改正の視点

(1) 経営事項審査の審査点への影響

2. 経営事項審査におけるその他社会性(W)改正の概観

(1) 「『建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度』の宣言の有無」の新設

※「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の配点見直し

(2) 「建設機械の保有状況」の改正内容(W7)

(3) 「社会保険加入に関する評価項目」の削除(改正前:W1-1~W1-3)



令和8年7月1日以降の申請で適用

改正の視点

持続可能な建設業に向けた①担い手の育成・確保や、「地域の守り手」としての②災害対応力の強化の取組の努力を適正に評価・後押しするとともに、③建設業許可要件の改正を踏まえた審査項目・基準の見直しを実施。

① 担い手の育成・確保

建設業の処遇改善の原資となる労務費の確保・行き渡り等のための取組や、
CCUSの就業履歴の蓄積に関する評価項目を設定することが必要

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言状況について加点項目として追加(5点)

(審査基準日が宣言日以降であり、宣言書と誓約書が提出されている場合に加点)

※あわせて「W1-10:建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の加点配分を見直し

② 災害対応力の強化

能登半島地震の応急復旧工事での活用実績等を踏まえ、加点対象となる建設機械を追加することで
災害対応力強化を図ることが必要

加点対象機械の拡大

(「不整地運搬車」、「アスファルト・フィニッシャ」を追加)

③ 令和2年の建設業許可要件の改正を踏まえた見直し

令和2年10月に建設業許可・更新の要件に社会保険加入が追加され、
令和7年10月以降に経営事項審査を受審する企業は社会保険加入に係る許可要件を当然満たすことに

社会保険加入に関する審査項目を削除(各項目-40点)

(W1-1:雇用保険、W1-2:健康保険、W1-3:厚生年金保険の加入有無に関する減点項目を削除)

1-(1) 経営事項審査の審査点への影響

令和8年7月1日以降の申請で適用

- 本改正に伴い、その他審査項目(社会性等)の最低点ならびに総合評定値の最低点が変更となる。

項目区分		審査項目	最高点／最低点	ウェイト
経営規模	X1	完成工事高(許可業種別)	最高点:2,309点 最低点:397点	0.25
	X2	①自己資本額 ②利払前税引前償却前利益	最高点:2,280点 最低点:454点	0.15
経営状況	Y	①負債抵抗力 ②収益性・効率性 ③財務健全性 ④絶対的力量	最高点:1,595点 最低点:0点	0.20
技術力	Z	①技術職員数(許可業種別) ②元請完成工事高(許可業種別)	最高点:2,441点 最低点:456点	0.25
その他審査項目 (社会性等)	W	①建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国又は国際標準化機構が定めた規格による認証 又は登録の状況	最高点:2,073点 最低点:▲788点	0.15
総合評定値	P	$0.25X1 + 0.15X2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$	最高点:2,159点 最低点:163点	

2. 経営事項審査におけるその他社会性(W)改正の概観

令和8年7月1日以降の申請で適用

- ①「『建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度』の宣言の有無」に関する評価項目の新設。
※あわせて「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の配点の見直し。
②「建設機械の保有状況」の加点対象となる建設機械の対象拡大。
③「雇用保険の加入状況」「健康保険の加入状況」「厚生年金保険の加入状況」に関する評価項目の削除。

〈改正前〉

評価項目	最高/最低
W1: 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	77/-120
①雇用保険の加入状況	0/-40
②健康保険の加入状況	0/-40
③厚生年金保険の加入状況	0/-40
④建退共の加入状況	15/0
⑤退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15/0
⑥法定外労災制度の加入状況	15/0
⑦若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	2/0
⑧知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10/0
⑨ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	5/0
⑩建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	15/0
W2: 建設業の営業継続の状況	60/-60
建設業の営業年数	60/0
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0/-60
W3: 防災活動への貢献の状況	20/0
W4: 法令遵守の状況	0/-30
W5: 建設業の経理の状況	30/0
監査の受審状況	20/0
公認会計士等数	10/0
W6: 研究開発の状況	25/0
W7: 建設機械の保有状況	15/0
W8: 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	10/0
合計(A)	237/-210

削除

〈改正後〉

評価項目	最高/最低
W1: 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	77/0
①建退共の加入状況	15/0
②退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15/0
③法定外労災制度の加入状況	15/0
④若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	2/0
⑤知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10/0
⑥ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	5/0
⑦建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	10/0
⑧「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言の有無	5/0
W2: 建設業の営業継続の状況	60/-60
建設業の営業年数	60
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0/-60
W3: 防災活動への貢献の状況	20/0
W4: 法令遵守の状況	0/-30
W5: 建設業の経理の状況	30/0
監査の受審状況	20/0
公認会計士等数	10/0
W6: 研究開発の状況	25/0
W7: 建設機械の保有状況(既存の9機種の他に加点対象を拡大)	15/0
W8: 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	10/0
合計(A)	237/-90

配点見直し

新設

拡大

令和8年7月1日以降の申請で適用

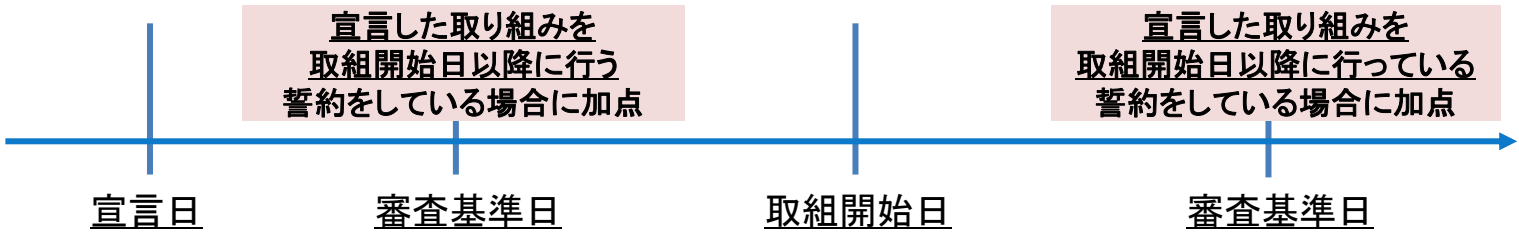
- 第三次・担い手3法の全面施行を受け、労務費確保等のための取組とCCUSの活用について積極的に推進することにより技能者を大切にする企業を評価する項目を設定するため、「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言状況の評価することとした。
- あわせて、「W1-10 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の加点配分を見直しを行うこととした。

【加点措置の要件】

・審査基準日が宣言日以降であり、宣言書と誓約書が提出されていること

【誓約内容】

・自主宣言制度において宣言した取り組みについて、取組開始日以降行う又は行っている旨の誓約



審査項目		改正前	改正後
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	民間工事を含む全ての建設工事	15点	10点
	全ての公共工事	10点	5点
「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言の有無		—	5点 (新設)

2- (2) 「建設機械の保有状況」の改正内容^(W7)

令和8年7月1日以降の申請で適用

- ・ 地域防災の観点から、災害時の復旧対応に使用され、また定期検査により保有・稼働確認ができる代表的な建設機械の保有状況を加点評価している。
- ・ 今般、現在の加点対象機械に加え、災害時における一定の活用実績が確認され、かつ、令和6年能登半島地震において活用実績が確認された「不整地運搬車」、「アスファルト・フィニッシャ」を評価することとした。

現行

特定自主検査

製造時検査又は性能検査

自動車検査

ショベル系掘削機



ブルドーザー



トラクターショベル



締固め用機械



解体用機械



高所作業車



モーターグレーダー



移動式クレーン
(つり上げ荷重3t以上)



ダンプ
(土砂の運搬が可能な全てのダンプ)



追加

不整地運搬車



・土砂の運搬等

アスファルト・フィニッシャ



・道路舗装

〈参考〉: 加点評価の方法: 保有する建設機械の台数に応じて最大15点(14台以上保有する場合)の評価

令和8年7月1日以降の申請で適用

- 令和元年度の建設業法等の一部改正により、令和2年10月1日以降の建設業許可の要件に社会保険（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）の加入が追加された。
- 建設業許可の更新期間が5年であることから、令和7年10月1日以降に建設業許可を保有する建設業者は社会保険加入を満たしていることとなる。
- したがって、経営事項審査の段階において改めて社会保険加入有無を確認する必要性が乏しいことから、建設業者の申請事務効率化の観点も踏まえ、審査対象項目から削除することとした。

W1: 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

W1-1～W1-3

項目	評点
雇用保険の未加入(W1-1)	-40
健康保険の未加入(W1-2)	-40
厚生年金保険の未加入(W1-3)	-40



審査項目から削除

(2) 評価項目の配点

ア 企業の施工能力

略

イ 配置予定技術者の能力

略

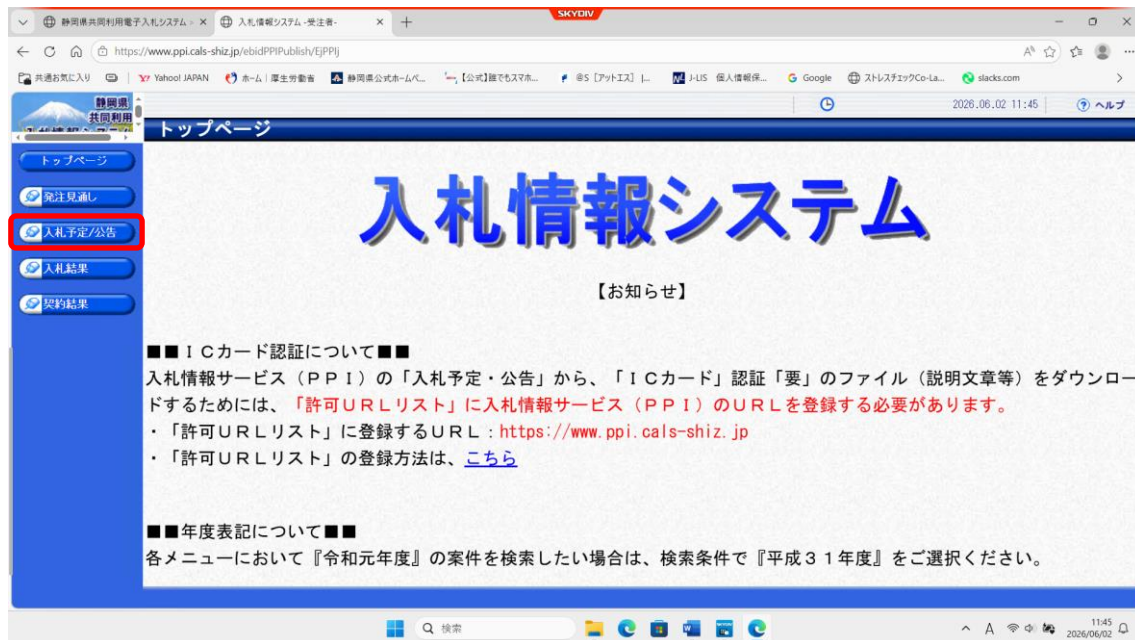
ウ 企業の社会性・信頼性等

評価項目	評価基準	配点	最大配点
焼津市との災害協定に基づく活動実績の有無及び有事の備え	災害協定の締結あり	0.5	1.5
	過去5年間の焼津市内における活動実績あり	0.5	
	建設機械の所有又は保有あり	0.5	
	災害協定の締結なし	0	
市内企業の施工割合	市内企業の施工割合が70%以上	1.5	1.5
	市内企業の施工割合が50%以上70%未満	1.0	
	市内企業の施工割合が40%以上50%未満	0.5	
	市内企業の施工割合が40%未満	0	
社員の新規雇用	新卒者雇用の実績あり	1.0	1.0
	新規雇用の実績あり	0.5	
	実績なし	0	
次世代育成支援企業	静岡県次世代育成支援企業認証制度による認定あり	0.5	0.5
	認定なし	0	
前年度のボランティア活動実績	企業独自の活動の実績あり	1.0	1.0
	建設業協会等の会員としての活動の参加実績あり	0.5	
	活動の実績なし	0	
障害者雇用の有無	雇用あり	1.0	1.0
	雇用なし	0	
消防団協力事業所の認定状況	消防団協力事業所の認定を受けている、又は従業員に消防団員がいる	0.5	0.5
	該当なし	0	
建設技能者を大切にする企業の自主宣言の有無	宣言かつ取組開始している	0.5	0.5
	宣言なし又は取組開始なし	0	
	加算点 満点	22.5	
	加算点 換算後	20.0	

静岡県共同利用電子入札システムの展開画面

<https://www.ppi.cals-shiz.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>

①画面左の入札予定/公告をクリック



②案件検索条件を設定し、右側検索をクリック

検索結果が画面下段に表示される。

表示をクリック



③表示案件の公告文書一覧が表示される。

各文書の確認はダウンロードをクリック

受注者の皆様へ



工事に関係する作業員に対する事故防止の啓発とともに、安全管理を徹底し、現場内の労働災害はもとより公衆災害の防止に努めるようお願い致します。

講習会に関する質問は契約検査課メールアドレスまでお願いします。

keiyaku_kensa@city.yaizu.lg.jp

ご参加いただき、ありがとうございました。